

研究大学強化促進事業による海外への若手研究者派遣プログラム募集要項

1. 趣旨

本プログラムは、文部科学省研究大学強化促進事業の採択に伴い実施されるもので、本学における国際共同研究の機会を増加させることにより、国際共同研究による研究成果を創出し、もって本学の研究力強化に資することを目的とする。

若手研究者が海外の研究機関に滞在して研究を行うことを奨励するために、交通費、日当、宿泊料等を支援することで、短期50名程度の派遣を目指す。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野。

3. 申請資格

- ・ 身分 本学に所属する常勤教員（特任教員を除く。）。
- ・ 年齢 次に掲げる条件のいずれかに該当する者であること。
（採択年度の4月1日現在）
 - ① 40歳未満の者
 - ② 医学、歯学又は獣医学、薬学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者（次の③、④を除く）：41歳未満の者
 - ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者：42歳未満
 - ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する我が国の4年制の博士課程修了者：43歳未満
- ・ 国籍 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人。

※派遣によって得られた成果を、派遣期間終了後に本学に還元することが求められるため、申請時点で他機関への異動、退職等が決定している者は申請できないものとする。

4. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とする。ただし、次に挙げる機関等は派遣先機関として認めないものとする。

- ・ 我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等

5. 派遣期間、採択予定人数

- ・ 短期 50名程度
平成25年度においては3週間以上の派遣について申請可能とする。

また派遣開始日は、派遣の準備が整えば随時可能とするが、派遣終了日は平成26年3月31日（月）までとする（年度を超えた派遣は認めない。）。

6. 支給経費

本学旅費規則に基づく交通費（航空運賃等）・日当・宿泊料・旅行雑費（旅券の交付手数料、査証手数料（査証を取得する場合の代行手数料を含む）、入出国税、及び空港施設使用料等）、及び学会参加費の実費額を支給する。

ただし、平成25年度においては一人あたり120万円を上限とする。

※派遣期間開始時点で別用務のため既に派遣先国に渡航済みの場合、往路の旅費は支給しない。また、派遣期間終了後も別用務のため派遣先国に滞在する場合には、復路の旅費は支給しない。

※海外旅行保険、派遣先国における国民健康保険に係る経費は支給しない。

※派遣対象者の一時出国は原則として認めないものとするが、本プログラムに直接的に関連のある業務（学会等）により一時出国する場合、本プログラム経費からの支出を認める場合がある。

※本プログラムの支給経費の範囲と重複しない部分に係る経費の受給については原則として可とする。ただし、当該経費で併給が認められていないもの、経費の趣旨により本学が支出すべきではないものがあるため、経費の支出元に必ず確認すること。

7. 申請手続、申請期限

（1）申請手続

所属部局を通じて、以下の書類を国際交流オフィス国際交流課国際交流推進係あて所定の期限までに電子データにて提出すること。

- ① 研究大学強化促進事業による海外への若手研究者派遣プログラム申請書
- ② 日程表（外国旅費申請時に作成するものと同じ様式にて作成。）
- ③ 申請者の経歴がわかる資料（CV等）
- ④ 派遣先機関からの受入れ意思を確認できる資料（公文書、電子メール等。）

（2）申請期限

平成25年度においては、2回にわたり申請期限を設けることとする。

募集回	申請期限
第1回	平成25年10月 4日（金）
第2回	平成25年12月13日（金）

8. 選考及び選考結果の通知、審査方針

選考委員会等が以下の審査方針により選考を行い、申請者の所属部局の長あて文書にて通知する。選考過程において、必要に応じて申請者に対する面接等を実施する。

【審査方針】

- （1）海外での研究経験を通じて、本学の将来を担う優れた研究者となることが十分期待

できること。

- (2) 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
- (3) 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入れ研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL (Computer-based) 213点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。

9. 派遣対象者の義務・遵守事項等

派遣対象者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念すること。なお、研究計画、派遣先機関、受入れ研究者については原則として変更できないものとするが、研究遂行上の理由によりやむを得ずこれらを変更する必要がある場合、所属部局を通じて国際交流課に相談の上、所定の手続きを行うこと。
- (2) 派遣期間終了後1か月以内に最終報告書を提出すること。

10. 帰国後の義務

本プログラムにより派遣された者は、帰国後1か月以内に最終の報告書を提出し、帰国者報告会において、報告することを義務とする。また、派遣によって得られた成果を派遣期間終了後に本学に還元することが求められる。

11. プログラムの実施期間

本プログラムは文部科学省研究大学強化促進事業の本学の採択期間中に実施される予定であるが、国の財政状況等により内容が見直される場合がある。

12. その他

申請時、採択後において、本学の安全保障輸出管理に関する定めを遵守すること。

13. 問合せ先

国際交流オフィス国際交流課国際交流推進係

内線：4831

E-mail: kokusai-koryu-suisin@office.osaka-u.ac.jp